仮設で使用する「はしご」に関する基準

1. 目的

はしごを使用する作業および昇降を制限し、安全な作業床・昇降設備を設置して 墜落・転落災害を防止することを目的とする。

2. はしごの原則使用禁止

- ① はしごを使用する作業は禁止とし、足場・高所作業車・ローリングタワー・ 立馬等の使用を検討する。
- ② 設置期間、設置高さに関わらず、はしごを昇降設備として使用しないよう計画する。

3. はしごの使用禁止の例外

以下の①~④に示す例外のように場所的な制約から、はしご以外に選択肢がない場合に限り、下記「4.」の使用条件を遵守したうえで、はしごを使用することができる。

- ① パイプスペース等で狭く足場が設置できない箇所
- ② 階段を設置するスペースがない、深礎工や杭工、マンホール等の昇降用の「はしご」
- ③ 階段を設置するスペースがない、足場・通路(基礎地中梁等)の昇降用の 「はしご」(ハッチ式布板に付属のものを含む)
- ④ 鉄骨建方時に鉄骨柱に昇降用として設置する「はしご」

4. 例外として使用する条件

(1) 工事所長の許可

- ① はしごを昇降や作業に使用する時は、はしご使用業者に「はしごの使用願」を 工事所へ提出させる。ただし、以下の(i)および(ii)の場合は提出を不要とする。
 - (i)元請が仮設工事業者に設置させた足場・通路(基礎地中梁等)に昇降用として設置する「はしご」(ハッチ式布板に付属のものを含む)
 - (ii)鉄骨建方業者が鉄骨柱に昇降用として設置する「はしご」

(2) はしごの管理

① はしごの管理は、はしごを設置する業者が行い、自社の作業員等以外に使用されることがないように使用責任者が管理する。

(3) 注意事項(安衛則)の遵守

・はしご道の規則(安衛則 556 条より)

- ① 丈夫な構造とする。
- ② 踏さんを等間隔に設ける。
- ③ 踏さんと壁との間に適当な間隔を保たせる。
- ④ はしごの転移防止のための措置を講ずる。
- ⑤ はしごの上端を床から60㎝以上突き出させる。
- ⑥ 坑内のはしご道は5m以内毎に踏だなを設け、昇降口は左右交互にする。
- ⑦ 坑内のはしご道のこう配は80度以内とする。
- ⑧ ⑤~⑦については、潜函内等のはしご道には適用しない。

・移動はしごの規則(安衛則527条より)

- ① 丈夫な構造とする。
- ② 材料は、著しい損傷、腐食がない。
- ③ 幅は30 cm以上とする。(支柱の内幅)
- ④ はしごの転移防止のための措置を講ずる。(足元固定金具の使用を含む)
- ⑤ 【解釈例規】踏さんは、 $25\sim35$ cmの間隔で、かつ、等間隔とする。

(4) 注意事項(当社の追加規則)の遵守

- ① 昇降高さが 2m以上となる「はしご」には、安全ブロックを設置して使用する。(安衛則 518 条 2 高さ 2m以上で墜落制止用器具使用に準拠)
- ② はしごを設置する場合は、転移を防止するために頭部を固定する等の必要な 措置を講ずる。
- ③ 頭部が固定できない場合は、二人一組で下方を一人が支える。
- ④ はしごで昇降できる高さは5m以下とする。(鉄骨工事を除く)
- ⑤ 作業する踏さんの高さは 2m未満とし、作業する高さが 2m以上とならないように、はしごに床から 2mの位置にテーピング等で目印を付ける。
- ⑥ 山岳トンネルやシールドトンネルの坑内作業など、2m程度の高さの作業で足場を設置できない場合は、はしご上部に取り付けた専用のフックをメッセンジャーワイヤーや配管に2ヵ所以上引っ掛けて前後の転位を防止するとともに、横方向のずれ止め等を実施して左右の転位も防止する。
- ⑦ 安全ブロックをはしごに設置する場合は、台付けロープを取り付けて安全ブロックを接続する。可能な限り、はしご本体以外の強固な部材に接続することとし、はしご本体に接続する場合でも踏さんではなく支柱に接続する。
- ⑧ 墜落制止用器具のフックを踏さんに掛けない。安全ブロックを使用すること とし、フックをはしご本体に掛ける場合でも支柱に掛ける。

5. 制定・改定履歴

(1) 2023年2月8日制定